事　務　連　絡
令和７年 10 月 23 日

各 ［都道府県／指定都市／中核市／児童相談所設置市］ 保育主管部局（課）　御中

こども家庭庁成育局保育政策課

市町村の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準についての経過措置について（周知）

子ども・子育て支援の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号。以下「改正法」という。）による乳児等のための支援給付の創設に伴う関係法令の整備等については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和７年政令第 343 号）が本年 10 月３日に公布されたほか、内閣府令の整備等の内容の案についても既にお示ししているところです。

今般、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における事務負担を考慮し、改正法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日（令和８年４月１日）から起算して１年を経過する日までの間において、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の３において準用する同法第 46 条第３項の内閣府令で定める基準を同条第２項の条例で定められた基準とみなすための経過措置を講ずることを予定しています。

なお、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第１項の規定に基づき市町村が条例で定める同法第６条の３第 23 項に規定する乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準については、上記と同様の経過措置を講じることを予定していないことを申し添えます。

都道府県におかれては、管内の指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く市町村に対して遺漏なく周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

問合せ先
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
E-mail：hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp